

# 条件付き一般競争入札 実施公告

社会福祉法人 七峰会  
理事長 大平 和夫

社会福祉法人七峰会「小規模多機能型居宅介護事業所」新築工事について、下記のとおり条件付き一般競争入札にて実施しますので、公告いたします。

## 記

### 1、公告日

平成 28 年 10 月 3 日（月）

### 2、工事の概要

- (1) 業務名 社会福祉法人七峰会「小規模多機能型居宅介護事業所」新築工事
- (2) 工事場所 青森県弘前市大字高杉字長谷野 143-1
- (3) 構造規模 鉄骨造 建築面積 358.83 m<sup>2</sup>（延べ床面積 352.35 m<sup>2</sup>）
- (4) 工種 建築工事一式
- (5) 工期 平成 29 年 3 月 31 日まで

### 3、参加資格

次の各号に該当することについて、あらかじめ、3 に定めるところにより審査を受けた者であること。

- (1) 弘前市内に本店並びに支店、営業所を有するもの。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項に規定する者に該当しないこと。
- (3) 弘前市契約規則（平成 18 年弘前市規則第 52 号。以下「契約規則」という。）第 2 条の規定により一般競争入札に参加させないことができる者でないこと。
- (4) 弘前市指名競争入札参加者等選定規程（平成 18 年弘前市訓令第 19 号）第 5 条第 1 項に規定する有資格者名簿において、登録がある者であること。
- (5) 弘前市建設業者等指名停止要領（平成 18 年 2 月 27 日施行。以下「指名停止要領」という。）に基づく指名停止の措置を、弘前市条件付き一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）の提出期限の日において受けていないこと。
- (6) 建設業法第 26 条に定める専任の主任技術者又は監理技術者を設置することが出来ること。

- (7) 青森県及び弘前市の指名停止期間中又は入札参加停止期間中の者でないこと。
- (8) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。

### 3、申請書等の提出

入札に参加しようとする者（以下「入札参加希望者」という。）は、あらかじめ、2 に定める資格を有することについて、次に従い審査を受けなければならない。

- (1) 受付期間 平成 28 年 10 月 13 日（木）午後 5 時まで ※土日・祝日を除く
- (2) 提出方法 持参又は書留郵便必着
- (3) 提出書類 条件付き一般競争入札参加資格審査申請書（青森県様式を準用）
- (4) 提出部数 1 部
- (5) 提出場所 社会福祉法人 七峰会 法人本部事務局

〒036 - 8356 青森県弘前市大字下白銀町 21 番地 8

Tel 0172 - 33 - 8861 FAX 0172 - 33 - 8862

#### (6) そのほか

- ① 申請書の内容について、別途意見を聴取することがある。
- ② 資格の審査結果は、平成 28 年 10 月 14 日（金）に通知する。  
承認の通知を受けたものは入札参加資格があるものとする。
- ③ 2 に定める資格を認められなかった者は、2 の通知を受けた日の翌日から 3 日（日曜日を除く。）以内に書面をもって、その理由の説明を求めることができる。
- ④ 提出した申請書の差し替えは、原則として認めない。

### 4、設計図書の縦覧

#### (1) 設計図書の配布

##### ① 配布期間

平成 28 年 10 月 13 日（木）午後 5 時まで ※土日・祝日を除く

##### ② 配布場所

申請書の提出場所と同じ

申請書受付の際、設計図書（CD-R）を貸与 ※入札時に要返却

#### (2) そのほか

設計図書に関して質問がある場合は、平成 28 年 10 月 17 日（月）までに質問書を株式会社坂本建築設計（FAX : 0172 - 88 - 3411）へ FAX で送付すること。

5、現場説明 なし

6、入札及び開札

(1) 日 時 平成 28 年 10 月 26 日 (水) 午前 10 時 00 分

(2) 場 所 申請書の提出場所と同じ

(3) 入札方法

- ①入札書は郵送により、提出するものとする
- ②到着期限は、平成 28 年 10 月 24 日 (月) とする。
- ③郵送方法は、一般書留又は簡易書留のいずれかによる。  
上記以外は、無効とする。
- ④入札書の日付は、入札日を記入するものとする。
- ⑤入札の執行回数は、1 回とする。
- ⑥落札者がいない場合は、不調とする。
- ⑦入札参加者全てに電話並びに文書にて結果を通知する。

7、留意事項

- (1) 参加申込書の作成に関する費用は、提出者の負担とする。
- (2) 参加申込書は、提出者に無断で他の用途に使用しない。